

令和2年12月18日

高齢者福祉施設・介護サービス事業所 代表者様

川崎市健康福祉局長寿社会部長
保健所担当部長

新型コロナウイルス感染症に係る
高齢者福祉施設等の感染防止対策の再確認、徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症について、全国的まん延状況が継続しており、神奈川県内においても新規感染者が連日200人を超え、「医療アラート」が発動されるなど、医療現場において病床が逼迫し入院調整が難航するなど、非常に厳しい状況が継続しています。

また、本市内においても、高齢者福祉施設等で複数の感染者が発生する事例が急増しているところでございます。

医療現場における逼迫状況を改善していくためには、高齢者福祉施設等の感染拡大を最小限にとどめる必要があることから、次のとおり引き続き感染拡大防止の対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

1 感染拡大防止対策の再確認、再徹底について

本市では、国からの介護保険最新情報等について、本市ホームページに掲載し、併せてメール配信サービス（メールニュースかわさき、介護情報サービスかながわ）により随時配信しております。

掲載されております国通知等については常に最新の情報を確認いただき、また、併せて「高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検（令和2年7月31日付厚生労働省事務連絡）」や本市で作成した「新型コロナウイルス対応状況確認票」を活用し、改めまして、職員、関係者等に周知徹底を図り、感染拡大防止に万全を期すようお願いいたします。

また、感染が疑われる者が発生した場合等には、必ず保健所及び高齢者事業推進課に報告・相談し、その時点での指示を仰ぐことを徹底してください。

（1）本市ホームページ

- 「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

各種国通知や本市作成の「新型コロナウイルス対応状況確認票」等を掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000114508.html>

- 「高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検について【新型コロナウイルス関係】」

高齢者施設においては改めて御確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000119859.html>

(2) 厚生労働省ホームページ

- 「介護事業者等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

- 「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）」
- ・「介護現場における感染対策の手引き（第1版）等について（令和2年10月1日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）」 など

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html#h2_free2

- 「介護職員にもわかりやすい感染対策の動画まとめページ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00006.html

2 職員等の健康管理の再徹底について

高齢者福祉施設等においては、新型コロナウイルスを施設に持ち込まない、広めないための対策の徹底が必要です。

については、職員の日々の健康管理を徹底し、出勤前の体温計測や発熱等の症状が見られる場合には出勤を行わないこと等の再徹底をお願いいたします。

また、利用者等にあっては、感染の疑いについてより早期に把握できるよう、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行う等により、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無について留意し、通所介護等の利用者にあっては送迎前に体温を計測し、発熱が見られる場合は利用を断る等、対策の再徹底をお願いいたします。

なお、体調不良者が確認された際には、速やかに次の相談窓口へ相談してください。

【体調不良者等の相談窓口について】

(1) 新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの感染が疑われる場合

ア まずは「かかりつけ医（嘱託医）」に相談・受診してください。

イ かかりつけ医等での受診ができない場合で、発熱・咳・咽頭痛のいずれかの症状がある場合

○発熱等診療予約センター（医療機関案内）【神奈川県運営】

0570-048914 9:00~21:00（土・日曜、祝日も実施）

※かかりつけ医の受診ができない場合で、急な病気やけがのある場合

○救急医療情報センター（医療機関案内）

044-739-1919 24時間対応（土・日曜、祝日も実施）

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談がある場合

○川崎市新型コロナウイルス感染症コールセンター

044-200-0730 24時間対応（土・日曜、祝日も実施）

3 新型コロナウイルス感染症患者の退院時における医療機関等との連携について

新型コロナウイルス感染症に感染した場合原則医療機関に入院し治療を受けることとなりますが、退院に関する基準については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）（令和2年6月25日付け健感発0625第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）」において示されており、また、「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について（令和2年6月30日付介護保険最新情報 Vol.853）」の「5. 感染者等の退院患者の施設での受入」において、「施設系及び居住系サービス事業所において、本退院基準を満たし退院した者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しないこと。」とされております。

よって、退院基準を満たした者については、医療機関と調整し、速やかに受入を行うとともに、退院時の送迎について高齢者福祉施設等において確保するように努め、医療機関において医療に専念できるよう御配慮くださいますようお願いいたします。

担当・問い合わせ先

健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

電話 044-200-2910 E-mail 40kosui@city.kawasaki.jp

健康福祉局保健所感染症対策課

電話 044-200-2441 E-mail 40kansen@city.kawasaki.jp